

東武鉄道株式会社タッチ決済乗車取扱規程

(2026年3月23日付達B第1037号)

第1編 総則

(目的)

第1条 この規則は、東武鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提携するタッチ決済乗車サービス（以下「本サービス」という。）の事業者において提供するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を使用し、旅客が所有する識別番号が記録された媒体を組み合わせる利用するタッチ決済乗車（以下「タッチ決済乗車」という。）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 タッチ決済乗車による旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

- 2 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および決済媒体発行事業者が定める規程等の定めるところによる。
- 3 この規程およびこれに基づいて定められた事項は、旅客に予告なく変更できるものとする。
- 4 この規程が改定された場合、以後のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- (2) 「都度利用」とは、決済媒体を利用したタッチ決済乗車のうち、旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を

合わせた旅客運賃を適用するものをいう。

- (3)「タッチ決済乗車」とは、提携事業者が管理するサーバ上にて、決済媒体の識別番号および乗車時の入出場情報等を管理するクラウド型交通乗車システムの機能を利用した、電子式証票による乗車方式をいう。
- (4)「発行事業者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する事業者およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している事業者をいう。
- (5)「決済媒体」とは、識別番号が記録されたクレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカードまたはカード機能を搭載する携帯情報端末をいう。
- (6)「携帯情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の機器をいう。
- (7)「提携事業者」とは、タッチ決済乗車システムのWebサイトを管理する事業者であるQUADRAC株式会社をいう。
- (8)「対応改札機等」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器をいう。
- (9)「対応駅」とは、対応改札機等が設置された当社線の駅をいう。
- (10)「非対応駅」とは、対応駅以外の当社線の駅をいう。
- (11)「相互利用社局」とは、当社と都度利用について、共通のタッチ決済システムを用い相互に旅客運送を行なう鉄道事業者をいう。
- (12)「相互利用社局線」とは、相互利用社局の路線、かつ、相互利用社局において都度利用が可能な路線および駅のことをいう。

(禁止事項)

第4条 利用者は、偽造・変造または不正に作成された決済媒体を使用して乗車することはできない。

(制限または停止)

第5条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があると認めるときは、タッチ決済乗車の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがある。

- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅または当社ホームページ等に掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

(利用履歴の確認)

- 第6条** 旅客は、提携事業者が管理するWebサイトに会員登録することで、決済媒体による乗車日、利用区間、乗車運賃等の利用履歴を確認することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用した日から起算して365日を経過した利用履歴および提携事業者に起因する特別な事情がある場合の利用履歴を確認することはできない。
 - 3 当社は、当該Webサイトの停止や障害等については、その責を負わない。

(決済方法および決済手段)

- 第7条** 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行事業者の定めるところによる。
- 2 都度利用に使用できる決済媒体のブランドは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、Discover および銀聯とする。
 - 3 都度利用により発生した運賃は、1日単位で集計する。
 - 4 都度利用により発生した運賃は、旅客が利用した決済媒体の発行事業者が当社に立替払いをするものとし、当該発行事業者は、都度利用した旅客に対して、運賃相当額の債権を取得するものとする。
 - 5 発行事業者から旅客に対する請求方法については、当該発行事業者が別に定めるところによる。

(免責事項)

- 第8条** 決済媒体において、発行事業者に起因する旅客の損害または発行事業者のサービス機能にかかる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 旅客の決済媒体が有効期限終了、利用可能枠を超えたことによる決

済会社の使用制限または使用停止の措置を受け、旅客が本サービスを利用できない場合の損害について当社はその責を負わない。

- 3 この規程に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 対応改札機等の故障、停電またはシステム障害等により旅客が本サービスの利用ができなかった場合の旅客の損害等について、当社はその責を負わない。
- 5 旅客が携帯情報端末等の決済媒体を使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等については、当社はその責めを負わない。
- 6 決済媒体の利用時における携帯情報端末等の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

（旅客の同意）

第9条 旅客はこの規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、且つ、これに同意したものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通則

（契約の成立時期および適用規定）

第10条 都度利用に関する旅客運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機等による改札を受けたときに旅客と当社との間において成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法）

第11条 都度利用は決済媒体による対応駅相互間を乗車することを目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 決済媒体を使用して乗車するときは、対応改札機等による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機等による改札を受けて 出場しなければならない。
- (2) 適用する運賃は、旅客営業規則第73条（旅客の区分およびその旅客運賃・料金）に定める大人に限るものとする。
- (3) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合、発駅情報の消去処理を行うことなく当該決済媒体で再び入場することはできない。
- (4) 旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末等の充電切れ、通信障害等により第1号に規定する乗車処理ができない場合は、都度利用は無効として取扱う。
- (5) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱う。なお、決済媒体の紛失に対し、当社は責めを負わない。

(取扱区間)

第12条 当社の都度利用可能な駅は、対応駅の各駅相互間とし別に定める。

2 当社と相互利用社局線の対応改札機等設置駅相互間の都度利用については、第23条の規定による。

(制限事項)

第13条 本サービスにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、利用することができない。

- (1) 1回の乗車につき、複数の決済媒体（カードと当該カード情報を紐づけた携帯情報端末等を含む。）を同時に使用すること。
- (2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) 決済媒体と他の乗車券および乗車証等を併用すること。
- (4) 旅客が出場時に対応改札機等で運賃の支払いができない経路を乗車したとき。
- (5) 決済媒体に登録された名義人本人以外が使用したとき。
- (6) 当社線から他社線に改札を受けることなく連続して乗車したとき。ただし、相互利用社局線については、この限りではない。

- (7) 決済媒体が有効期限終了、利用可能額超過等により発行事業者の使用制限または停止の措置を受け、使用できない状態になったとき。

第2章 運賃

(運賃)

第14条 都度利用で乗車した場合の運賃は、旅客営業規則第77条に定める大人普通旅客運賃と旅客営業規則第130条に定める鉄道駅バリアフリー料金を合わせた運賃とし、当該入場駅・出場駅相互間の最も低廉となる運賃計算で算出する。

2 前項の場合、乗車経路が環状線1周となるときは、その1周となる駅で、また計算経路の全部または一部が復乗となるときは都度利用は無効とし、折り返しとなる駅でそれぞれキロ程を打ち切り現金等の方法で支払い、対応駅において決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

3 旅客は旅客営業規則で定める割引条件を該当する場合であっても、都度利用で乗車した場合は、旅客運賃の割引を請求することができない。

第3章 効力

(効力)

第15条 第12条の規定により都度利用する際の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 1つの決済媒体につき、1人のみ入場処理を行うことができる。
- (3) 入場処理された決済媒体は、出場処理が完了するまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- (4) 都度利用は入場処理を行った当日限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第16条 旅客が次の各号に該当するときは、当該都度利用は無効として取扱い、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に対する大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃をあわせて収受する。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合。
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車した場合。
- (3) この規程に基づかず使用した場合。
- (4) その他不正乗車的手段として使用した場合。

2 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第17条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第264条(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)の規定を準用して計算する。

第4章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第18条 旅客は、決済媒体で対応改札機等により入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間の大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当社の定める入場料金を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(非対応駅での出場時の取扱い)

第19条 旅客が決済媒体により対応駅で入場後、非対応駅で出場する場合、都度利用は無効とする。この場合、旅客は次の各号のとおり運賃を支払い、決済媒体への処理を受けなければならない。

- (1) 旅客は、実乗車区間に対する大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を現金等の方法により支払わなければならない。
- (2) 旅客は、出場処理が未了の決済媒体を対応駅に提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(入場処理未了時の取扱い)

第20条 旅客は、都度利用時に入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、当該降車駅から最遠区間の普通旅客運賃および第16条に規定する増運賃を現金等の方法で支払うものとする。ただし、旅客に悪意が無いと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。この場合、当該決済媒体に入場処理ができないときは、乗車区間に対する大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を現金等の方法で支払うものとする。

(出場処理未了時の取扱い)

第21条 旅客は、都度利用時に出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された入場駅からの最遠区間に対して第16条に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払い、発駅情報の消去処理を行うものとする。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車区間に対する出場処理を行うものとする。この場合、当該決済媒体に出場処理ができないときは、乗車区間に対する大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を現金等の方法で支払い、対応駅において発駅情報の消去処理を受けるものとする。

(運行不能時の場合の取扱い)

第22条 旅客は、決済媒体で入場後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。

(1) 無賃送還

(2) 任意による旅行中止

2 前項第1号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、入場駅で当該決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から下車駅までの大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を下車駅において当該決済媒体または現金等により収受する。なお、途中駅が非対応駅である場合は、第19条の規定により取扱うものとする。

4 第1項第2号の取扱いを選択した旅客については、発駅から途中下車駅までの大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を途中下車駅において当該決済媒体または現金等により収受する。なお、途中下車駅が非対応駅である場合は、第19条の規定により取扱うものとする。

第3編 他社線

(他社線への都度利用および乗り継ぐ場合の取扱い)

第23条 第3条第12号に規定する相互利用社局の路線の取扱い区間内を連続して乗車する場合に限り、都度利用の取扱いを行うものとする。

2 前項に定める相互利用社局は次の鉄道事業者をいう。

(1) 小田急電鉄株式会社

(2) 株式会社小田急箱根

(3) 京王電鉄株式会社

(4) 京浜急行電鉄株式会社

(5) 相模鉄道株式会社

(6) 西武鉄道株式会社

(7) 東急電鉄株式会社

- (8) 東京地下鉄株式会社
- (9) 東京都交通局
- (10) 横浜高速鉄道株式会社

3 第9条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条、第17条、第20条並びに第21条の規定は、当社線と前項の相互利用社局線とを連続して乗車するときにも準用する。

(他社線内の取扱い)

第24条 当社線と前条に定める相互利用社局線の取扱区間内を乗継いで乗車するときの相互利用社局線内における都度利用による取扱いについては、当該鉄道事業者の定めるところによる。

(他社線と乗継ぐ場合の運賃)

第25条 当社線と第23条に定める相互利用社局線の取扱区間内を連続して乗車する場合の運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各鉄道事業者で定める旅客運賃とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を計算することがある。
- 3 相互利用社局が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該事業者がタッチ決済規則に定める割引運賃を適用する。

(複数の他社線に乗継ぐ場合の効力)

第26条 相互利用社局線との接続駅において改札を受けることなく乗継ぐときの効力は、第15条を準用する。

- 2 相互利用社局以外の事業者の路線に、接続駅において改札を受けることなく乗継ぐときは、都度利用は無効とする。この場合、旅客は、次の各号のとおり運賃を支払い、対応駅において決済媒体への処理を受けなければならない。

(1) 旅客は、当該事業者との接続駅から、実乗車区間に対し各鉄道事業者で定める旅客運賃を現金等により支払わなければならない。

- (2) 旅客は、当社線内の実乗車区間に対する大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を現金等により支払わなければならない。
 - (3) 旅客は、前号の旅客運賃収受の際、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 3** 相互利用社局線に乗継ぐ場合であっても、非対応駅において出場するときは、都度利用は無効とする。この場合、旅客は、次の各号のとおり運賃を支払い、対応駅において決済媒体への処理を受けなければならない。
- (1) 旅客は、相互利用社局線内の実際乗車区間に対し各鉄道事業者旅客運賃で定める旅客運賃を現金等により支払わなければならない。
 - (2) 旅客は、対応駅において出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

附 則

この規則は、2026年3月25日から施行する。

別紙

第12条に定める当社の対応駅は以下のとおり。

(本線)

浅草、とうきょうスカイツリー、押上～南栗橋・久喜、栃木、新鹿沼、
下今市、東武日光、新高徳、東武ワールドスクウェア、鬼怒川温泉、館
林、足利市、太田

※新高徳および東武ワールドスクウェアは改札端末のみ

(東上線)

池袋～小川町